

議案第16号

守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守口市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年守口市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条及び第2条 略  (対象者) 第3条 略 2 略 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号） <u>により保護を受けている者</u> (2) 略 3 略  以下 略	第1条及び第2条 略  (対象者) 第3条 略 2 略 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号） <u>による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）</u> (2) 略 3 略  以下 略

第2条 守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第4条まで 略	第1条から第4条まで 略

(医療費の助成の申請)

**第5条** 医療費の助成を受けようとする子どもの保護者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第6条から第10条まで 略

(届出義務)

**第11条** 受給者の保護者は、その受給者が氏名を変更したときその他の規則で定めるときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

以下 略

(医療費の助成の申請)

**第5条** 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者又は成年に達した対象者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第6条から第10条まで 略

(届出義務)

**第11条** 受給者の保護者又は成年に達した受給者は、その受給者が氏名を変更したときその他の規則で定めるときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

以下 略

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。